

(平成26年4月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、平成元年 11 月及び同年 12 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
③ 平成元年 11 月及び同年 12 月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、役場から委嘱された専任徴収員が集金に来ていたので、私が夫婦二人分の保険料と一緒に付加保険料を含めて未納は無いように納付していた。

申立期間③については、付加保険料も納付したはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人は、「役場から委嘱された専任徴収員が集金に来ていたので、私が夫婦二人分の保険料と一緒に付加保険料を含めて未納は無いように納付していた。」と申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間①及び②と一緒に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したとするその夫は、申立期間①及び②は付加保険料を含めて保険料を納付済みとなっている上、申立期間①及び②前後の期間は付加保険料を含めて保険料を納付済みであるほか、申立人がそれぞれ 7 か月と短期間である申立期間①及び②の付加保険料を含む保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③については、オンライン記録及びA村（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③の国民年金保険料は定額保険料のみ過年度納付されているが、当該被保険者名簿において申立期間③前の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料が同年7月12日に付加保険料を含めて過年度納付されていることが確認できることから、C年金事務所は、「過去には過年度保険料に付加保険料を含め遡って納付することを認めたことがあったかもしれない。」としていることから、申立期間の付加保険料についても過年度保険料に含めて納付された可能性も否定できない。

また、申立人は、「申立期間③前後もD業を経営しており、生活状況に大きな変化はなかった。」としており、申立人が2か月と短期間である申立期間③の付加保険料のみを納付できなかった特段の事情も見当たらない。

3 申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間③の付加保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5402

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

私は、昭和43年7月に会社を退職し、同年*月に出産した後、A区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を納付した時期は不明だが、金融機関でまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に、退職日の分かるものを持参してA区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を金融機関でまとめて納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている発行日から昭和44年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付による保険料納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付済みであり、9か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 7 月 9 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険に賞与の記録が無い。申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通預金通帳及びA社からの回答により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している同僚が所持している賞与支払明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、事業主は、控除額は不明なものの、賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

さらに、B市から提供された「平成 17 年度（16 年分）市・県民税課税照会回答書」により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人か

ら提出された普通預金通帳で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したとしている上、現在の事業主も、当時の事業主は賞与支払届の提出をしておらず保険料も納付していないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 7 月 9 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険に賞与の記録が無い。申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通預金通帳及びA社からの回答により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している同僚が所持している賞与支払明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、事業主は、控除額は不明なものの、賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

さらに、B市から提供された「平成 17 年度課税（16 年中所得）所得照会回答書」により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人か

ら提出された普通預金通帳で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、58万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したとしている上、現在の事業主も、当時の事業主は賞与支払届の提出をしておらず保険料も納付していないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8386

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、43万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 7 月 9 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険に賞与の記録が無い。申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通預金取引明細表の履歴及びA社からの回答により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している同僚が所持している賞与支払明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、事業主は、控除額は不明なものの、賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

さらに、B市から提供された「平成 17 年度（16 年分）市・県民税課税照会回答書」により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人か

ら提出された普通預金取引明細表の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、43万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したとしている上、現在の事業主も、当時の事業主は賞与支払届の提出をしておらず保険料も納付していないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
A社からB社と事業所名が変更となっただけで、勤務状況も仕事内容も変わらないのに、申立期間の被保険者記録が欠落している。

申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和

55 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上記のとおり、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年 9 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日が昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は31万6,000円、申立期間②は33万4,000円、申立期間③は33万5,000円、申立期間④は28万1,000円、申立期間⑤は32万5,000円、申立期間⑥は29万2,000円、申立期間⑦は29万4,000円、申立期間⑧は31万8,000円、申立期間⑨は32万5,000円、申立期間⑩は30万3,000円、申立期間⑪は31万9,000円、申立期間⑫は31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成19年度及び20年度「市民税・県民税課税(所得)照会回答書」及びF市役所G課から提出された21年度「資料及び意見の提出の求めについて(回答)」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は31万6,000円、申立期間②は33万4,000円、申立期間③は33万5,000円、申立期間④は28万1,000円、申立期間⑤は32万5,000円、申立期間⑥は29万2,000円、申立期間⑦は29万4,000円、申立期間⑧は31万8,000円、申立期間⑨は32万5,000円、申立期間⑩は30万3,000円、申立期間⑪は31万9,000円、申立期間⑫は31万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 8391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日を平成9年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から同年10月1日まで

A法人での厚生年金保険の被保険者期間が、平成9年6月16日から同年9月30日までとなっているが、同法人には9月末日まで勤務していたことから、資格喪失日は同年10月1日となるはずである。

申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが分かる「給料明細画面点検」（賃金台帳）を添付するので確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人の事業主は、「申立人の退職日は平成9年9月末日であり、資格喪失日は同年10月1日であったところ、誤って同年9月30日として届け出た。」と述べており、申立期間の申立人の勤務状況についても同年9月30日までの勤務を認めていることから、申立人は、申立期間において、A法人に勤務していたことが認められる。

また、事業主が保管していた平成9年7月分から同年10月分までの給料明細画面点検により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該平成9年10月分（翌月控除）の給料明細画面点検における同年9月分の厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8393

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年8月31日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から7年7月までの標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。
当時の給与明細書を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は56万円と記録されていたが、7年1月5日付けで、5年及び6年の定時決定に係る記録が取り消された上、5年1月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において被保険者資格を喪失している従業員17人のうち、申立人を除く6人の標準報酬月額についても、平成7年1月5日付けで、5年及び6年の定時決定に係る記録が取り消された上、5年1月に遡及して減額訂正されていることが確認でき、また、当該6人のうち2人は、申立期間当時、同社の経営状況は悪く、給与の遅配があった旨供述している。

さらに、申立人から提出された給与の支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、上記遡及訂正前における

平成5年及び6年の定時決定に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月5日付けで行われた申立人に係る上記遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年1月から7年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は18万3,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金通帳の写し（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B税務署から提供された申立人の平成15年分及び16年分給与所得の源泉徴収票並びにC市から提供された申立人の平成16年度（15年分）及び17年度（16年分）所得照会回答用証明書による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額、上記官公庁から提供された源泉徴収票及び所得照会回答用証明書で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 18 万 3,000 円、申立期間②は 10 万円、申立期間③は 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いがないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

平成8年3月に専門学校を卒業し、B社に就職した。C県D市にあるE社のF地区やD事務所に派遣され、G業務を担当していた。9年11月にA社に転籍となったが、8年3月から14年9月まで継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録は、9年11月1日でB社を資格喪失し、同年12月2日にA社で再度資格を取得した記録となっており、1か月の空白期間が生じている。間違いなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の派遣先であるE社D事務所の元所長及び申立人並びに同一事業所に派遣された同職種の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において資格を取得している被保険者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚3人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

平成7年4月にB社に入社した。申立期間当時は、C社の下請であるD社のE社に派遣され、F業務を担当していた。会社からA社に転籍するという話もなく、勤務は継続していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白がある。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保

険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

平成3年4月にB社に入社した。申立期間当時は同社のC事務所に所属し、D社に派遣されていた。具体的にはE業務のF職をしていた。継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の派遣先事業所であるD社の回答及び同社から提出されたE業務委託契約書等により、申立人は申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において資格を取得している被保険者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚3人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と

同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

B社からA社に転籍し勤務は継続していたが、申立期間について厚生年金保険が未加入になっていることに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の派遣先であるC社から提出された平成9年11月21日に開催された、当該事業所のD行事参加者名簿に、申立人の氏名が記載されていること、及び当該事業所の事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚3人から提出された当該期間の給与明細書から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と

同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5398（埼玉国民年金事案 1270 及び 3052 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から54年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料納付は母がしてくれた。妹たちも「母から兄の年金を掛けているという話を聞いている。」と証言している。申立期間の国民年金保険料についても母が納付していたはずであるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする母が既に他界しており、申立人自身も直接関与していないため、申立期間当時の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立期間同時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年12月16日付け及び22年4月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな事情としてその二人の妹の証言を文書で提出し、これまでの申立てに対する第三者委員会の調査や委員会の判断に納得できないとして再々申立てを行っているが、当該妹の証言からは申立期間当時の保険料納付をうかがわせる事情を酌み取

ることまではできないこと、申立人から申立期間に係る納付をうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から54年3月までの期間については、既に国民年金の保険料納付済期間と記録されていることから、当該期間に係る納付記録を訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃は学生であったが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃は学生であったが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行った覚えは無いとしている上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5401

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から49年3月まで
私の年金手帳には「被保険者となった日」が「昭和40年8月22日」と記載されているので、昭和40年8月から国民年金保険料を納付していたと思う。
申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳に「被保険者となった日」が「昭和40年8月22日」と記載されているので、昭和40年8月から国民年金保険料を納付していたと思うと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、第2回特例納付及び過年度納付で申立期間の保険料を納付することが可能であるものの、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明であるほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する年金手帳の「被保険者となった日」に「昭和40年8月22日」と記載されているが、この「被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するもの

であることから、加入日を特定するものではなく、保険料納付の始期を示すものでもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5403

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年6月から51年12月まで
私は、母から「20歳になったのだから、国民年金に入るように。」と言われたため、A区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、学生の際は母が納付し、卒業してからは自分で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から「『20歳になったのだから、国民年金に入るように。』と言われたため、A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、学生の際は母が納付し、卒業してからは自分で納付したはずである。」と申述しているが、その母は既に亡くなっている上、申立人は保険料の納付額、納付時期等に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は91か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年4月まで

私は、昭和45年5月に母から国民年金の加入手続きをするように言われ、義姉に連れられA町役場（現在は、B市役所）で加入手続きを行った。その時、役場の担当者から、「1年遡って納付することができます。」と言われたため、会社を退職した44年6月から45年4月までの国民年金保険料を同役場窓口で納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年5月にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、44年6月から45年4月までの国民年金保険料を同役場窓口で納付した。」と申述しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年7月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する国民年金手帳、C市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日はいずれも、「45年5月11日」となっていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私も母も行った記憶が無いので、退職時に会社が加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、母がA市役所B出張所で平成9年4月18日に申立期間と平成8年度分の国民年金保険料及び7年度分と8年度分の国民健康保険料を一緒に納付してくれたはずである。

母からは、「金額は用意していた50万円では足りなかったので別の財布からもお金を出した。平成7年度の納付書は無くしてしまい持っていなかったのに領収書はもらっていないが、8年度の領収書に7年度分も納付したことを書いた。」と聞いており、その時の領収書も持っている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、平成9年4月15日に基礎年金番号として付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、この頃に国民年金に加入したと推認され、申立人が所持する領収証書から、申立期間直後の8年4月から9年3月までの国民年金保険料を同年4月18日に納付していることが確認できることから、当該領収書には、「平成7年度分も同日に納付」とメモ書きがされている。

しかしながら、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母は、「平成7年度の納付書は無くしてしまい持っていなかった。」としているが、上記のように申立人の国民年金加入手続は平成9年4月であ

ることから、A市役所からは過年度保険料となる申立期間の納付書は発行されない上、「金融機関や社会保険事務所（当時）ではなく、A市役所B出張所で申立期間の国民年金保険料を納付した。」とも申述していることから、過年度納付の取扱いをA市に照会したところ、同市は、「B出張所窓口で国民年金保険料の過年度納付はできなかった。出張所では、過年度納付書の発行もしていなかった。」と回答しており、同市役所B出張所では申立期間の保険料を納付することができなかったことがうかがえることから、上記メモ書きは、申立期間の保険料納付を裏付ける資料とは認められない。

また、申立人のその母が申立期間の保険料を納付したとする平成9年4月は、同年1月に基礎年金番号制度が導入された以降であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの期間、41年4月から44年3月までの期間、同年10月から45年12月までの期間、47年4月から48年3月までの期間、51年1月から同年4月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年9月から40年3月まで
② 昭和41年4月から44年3月まで
③ 昭和44年10月から45年12月まで
④ 昭和47年4月から48年3月まで
⑤ 昭和51年1月から同年4月まで
⑥ 昭和53年4月から同年6月まで

申立期間①、②及び③については、私が20歳になった昭和37年*月頃、私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、結婚した45年4月頃までは母に給料を渡し、その中から納付してもらっており、母からは、「払っているよ。」と聞いていた。

申立期間④、⑤及び⑥については、昭和45年4月の結婚後であり、夫婦二人分の国民年金保険料を、口座振替で納付していた。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、20歳になった昭和37年*月頃、自身で国民年金の加入手続を行い、その母に給料を渡し、その中から納付してもらったと申述しているが、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が明確でない上、保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、これら

の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 40 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、37 年 9 月から同年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、38 年 1 月から 40 年 3 月までの期間、申立期間②及び③は、過年度及び現年度納付が可能な期間となるが、上述のとおり、納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間④、⑤及び⑥については、申立人は、昭和 45 年 4 月に結婚後は、夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたと申述しているが、申立人の口座振替に伴う手続等の記憶は明確でなく、当該期間に口座振替以外の方法により国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間④、⑤及び⑥は国民年金に未加入である上、申立期間は 6 回に及び、合計 101 か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月及び同年 3 月

昭和 52 年 2 月と同年 3 月の国民年金保険料は、国民年金と厚生年金保険の加入期間が重なっていたため、年金事務所から 54 年 4 月に国民年金保険料を返したとの回答があったが、私は還付金を受け取っていない。

申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと申述しているところ、申立期間の国民年金保険料は、申立人の所持する昭和 51 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書によると、51 年 6 月 23 日に納付されていることが確認できるものの、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録では、申立人は 52 年 2 月 14 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は重複納付となり、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、国民年金手帳記号番号、氏名、生年月日、住所、還付金額、還付対象期間及び還付決定日が記載されており、当該還付金額は、申立人が所持している昭和 51 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書の昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の納入合計額と符合することから、これらの記載内容に不合理な点はなく、申立人の還付に係る事務処理を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私は、申立期間当時は学生だったが、母から、「学生で収入は無いけれど、20歳からは国民年金を掛ける必要があるので、卒業までの間は親が代わって国民年金保険料を納付している。」と聞かされていた。

申立期間が未加入期間となっているが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり国民年金には任意加入をすることとなるが、国民年金手帳を見たことは無いとしているほか、申立人が現在所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び申立人が国民年金に加入した旨の記載が無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 7 日から同年 12 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）のC営業所にD職として勤務していたところ、昭和 51 年 9 月頃に同社からE社（現在は、F社）に行くように言われ、G県H市I地区にあった同社のH支店に転勤した。
当時、E社は、A社の親会社であり、申立期間も空白期間無く勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社からE社のH支店に転勤したとして
いるところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚が、申立人の
名前を記憶しているとしていることから、期間の特定はできないもの
の、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認でき
ない上、B社が所持する申立人に係る「従業員身分表」には「退職 昭
和 51 年 9 月 7 日」、F社が所持する「被保険者一覧名簿」には「申立人
氏名 資格取得日 S51. 12. 1」の記載があり、これらは雇用保険の
加入記録及び申立人のオンライン記録と一致している。

また、F社は、申立人の賃金台帳等の資料は残っておらず、厚生年金保
険料の控除については不明としているところ、同僚の一人は「申立期間当
時、見習期間は3か月であった。」と供述しており、複数の同僚が、「申
立期間当時、転勤するのは事務職の社員だけで、D職については、支店か
らの応援制度はあったが転勤は聞いたことがない。」と供述している上、
同社で転勤をしたことのある同僚は「転勤はE社の本支店間のみで行われ

ていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月
派遣社員としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「派遣社員としてA社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る賞与の記録が無い。」と申し立てているところ、事業主は、「申立人は派遣社員であり、派遣社員には賞与は支給していない。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、申立人が申立期間当時取引していた金融機関に普通預金取引一覧表の提出を求め記載内容の確認を行ったところ、普通預金口座に申立期間の賞与が入金された記録は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料等については、保存期間を過ぎているため無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 4 月 6 日まで
② 昭和 63 年 3 月 17 日から平成 6 年 11 月 21 日まで
申立期間①及び②について、A社に勤務して厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用保険の加入記録により、昭和 45 年 4 月 2 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「昭和 45 年 4 月分の厚生年金保険料から控除していた。当時、試用期間があり、従業員によって期間が違うため、申立人の試用期間は不明だが、試用期間については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、同僚は、「入社して1週間くらいは試用期間があり、当該期間は厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述している。

また、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日が昭和 45 年 4 月 6 日で決定されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、雇用保険の加入記録及び事業主から提出された社員名簿により、当該期間のうち、昭和 63 年 6 月 24 日から平成 6 年 1 月 28 日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は「雇用保険のみ加入し、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している上、事業主から提出された昭和 63 年 7 月分、同年 8 月分及び平成 5 年 12 月分の賃金台帳からも厚生年金

保険料の控除は確認できない。

また、元同僚の二人は、「会社は厚生年金保険への加入について新規に採用された従業員に確認していた。また、申立人のことは分からないが、支給される現金が多い方がいいと厚生年金保険に加入しない人がいた。」、「申立人の要望で厚生年金保険には未加入だったと思う。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立人は、上述のとおり、雇用保険の加入記録により、昭和63年6月24日から平成6年1月28日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるところ、雇用保険の受給記録により、当該期間の前後の昭和63年3月18日から同年6月22日までの期間及び平成6年1月29日から同年11月18日までの期間は、求職を理由とした基本手当を受給（待期期間等を含む。）していることが確認できる。

加えて、A社の申立期間②における厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 10 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に住み込みで入社し、35 年 9 月 20 日に退社したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された本人宛ての年賀状、B 社の回答及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立人が入社したと主張する日から 19 か月後の昭和 35 年 5 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得しているところ、申立期間当時、同事業所で被保険者資格を取得している複数の同僚は、申立人と同様、入社したと主張する日から 15 か月後ないしおおむね 2 年後に被保険者資格を取得している上、そのうちの一人は、「入社後、試用期間を経てから厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

また、B 社は、厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格取得日は「昭和 34 年 5 月 1 日」と記載されていることが確認できるが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票（以下「払出票」という。）によると、申立人の資格取得日は「昭和 35 年 5 月 1 日」、同記号番号払出年月日は「昭和 35 年 5 月 11 日」と記載されていることが確認できる上、申立人の被保険者台帳記号番号の前後の記号番号は、いずれも同年 5 月 11 日に払い出されており、これらの資格取得日は、申立人の記号番号の前の被保険者は「昭和 35 年 4 月 1 日」、後の被保険者は「昭和 35 年 5 月 1 日」と記載されているところ、日本年金機構C事務センターは、「申立人の資格取得日は「昭和 35 年 5 月 1 日」であれば、番号順に払い出されたことになり、自然な記載となる。」と回答している。

また、オンライン記録及び払出票における資格取得日と被保険者名簿における資格取得日が相違する点について、日本年金機構C事務センターは、「被保険者名簿が記載された当時、資格取得日を「昭和 34 年 5 月 1 日」と記載したものと推測され、オンラインへの入力時及び被保険者記録を統合処理した時点で、上記の払出票の記載等をもとに、申立人の資格取得日は「昭和 35 年 5 月 1 日」と判断され、処理されたものと推測される。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 7 日から 34 年 5 月 9 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場における資格喪失日（昭和 34 年 5 月 9 日）から約 3 か月半後の同年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月頃から同年 9 月 6 日まで
② 昭和 57 年 11 月 29 日から同年 12 月頃まで
昭和 57 年 3 月頃から同年 12 月頃まで、A 事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が昭和 57 年 9 月 6 日の同日となっていることが確認できる。

また、事業主は「申立人は、最初はパートで勤めていた。その後、社員になったため、申立期間①については、厚生年金保険へ加入させていないし、厚生年金保険料の控除もしていない。」と供述している。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険への加入、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を裏付ける供述及び資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主及び複数の同僚から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険への加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を裏付ける供述及び資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。